

(平成23年6月22日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認愛媛地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

7 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 6 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年8月から63年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年8月から63年3月まで

申立期間は、A市内の予備校に在学しており、経済的に自立していなかったため、母親が国民年金の加入手続を行い、金融機関でまとめて国民年金保険料を納付していた。

申立期間について、国民年金保険料を納付したことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、平成4年2月頃に払い出され、昭和60年8月に遡って国民年金に加入したと推認されるが、当該記号番号が払い出された時点では、申立期間は、時効により国民年金保険料を納付することができない期間であったと考えられる上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の母親は、「申立人の国民年金の加入手続後、初めての国民年金保険料を郵便局で10万円ぐらいまとめて納付した記憶がある。」旨述べているところ、申立人が国民年金被保険者資格を取得した市が保管する国民年金被保険者名簿によると、申立人は、国民年金の加入手続を行ったと推認される平成4年2月頃に、3年4月以降の国民年金保険料を現年度納付していることが確認でき、仮に同年4月から4年3月までの国民年金保険料を一括納付したとすると、保険料額は10万8,000円となり、申立人の母親が記憶する金額とおおむね一致することから、申立人の母親が加入手続の実施時期及び保険料の納付時期を誤認していた可能性がうかがわれる。

さらに、申立人の母親が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人は国

民年金の加入手続及び当該期間に係る保険料の納付に関与しておらず、申立人の保険料を納付したとする母親から聴取しても、国民年金の加入手続、保険料の納付期間等についての記憶が明確ではなく、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明で、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 3 月 30 日から 42 年 3 月 26 日まで
② 昭和 42 年 4 月 1 日から 44 年 8 月 1 日まで

58 歳の時に送られてきた「年金についてのお知らせ」により、A 事業所及び B 社に勤務していた期間について、脱退手当金が支給されていることを知った。脱退手当金を受給した記憶は無いものの、確信を持つことができず、当時は申立てを諦めていた。

最近、脱退手当金についての確認はがきが届き、当該支給日が結婚に伴う転居後の時期であることを知ったが、転居後に脱退手当金を受け取ることとはできなかつたと思うので、これを機会に申し立てることにした。

申立期間について、厚生年金の算定期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る脱退手当金裁定請求書の住所欄には、申立人の実家の住所が記載されており、社会保険事務所（当時）が当該請求書を昭和 44 年 9 月 22 日付けで受理していることが確認できるところ、同社会保険事務所は、当該請求書の氏名を確認の上、再提出するよう指示したメモを添付して当該請求書を一旦返戻し、その後、訂正印とともに氏名が訂正された当該請求書を同年 11 月 7 日に再度受理していることが確認できる上、申立人に係る脱退手当金計算書の払渡店欄には、実家の最寄りの郵便局名が記載されていることが確認できる。

また、B 社に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されている上、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約 4 か月後の昭和 44 年 11 月 15 日に支給決定されてい

るなど、一連の事務処理に不自然さのほうがえない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いという主張のほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年10月1日から33年10月5日まで
社会保険事務所(当時)での年金受給手続の際、A事業所に勤務していた期間について、脱退手当金の支給記録があることが分かった。
しかし、脱退手当金を受給した記憶は全く無いので、申立期間について、厚生年金の算定期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が記載されているページとその前後のページ(合計5ページ)に記載されている女性従業員のうち、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した日(昭和33年10月5日)の前後2年以内に被保険者資格を喪失し、脱退手当金の受給要件(2年以上の厚生年金保険被保険者期間)を満たす25人について、オンライン記録により脱退手当金の支給記録を確認したところ、脱退手当金の支給記録がある22人のうち、21人は、資格喪失日から5か月以内に脱退手当金の支給決定が行われていることから、被保険者の委任に基づき事業主が代理請求を行っていた可能性が考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約2か月後の昭和33年11月28日に支給決定されているほか、厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)には、脱退手当金支給日の約1か月前(昭和33年10月27日)に、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額を、厚生省(当時)から脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いという主張のほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 7 月 9 日から 38 年 10 月 11 日まで
② 昭和 38 年 10 月 11 日から 41 年 4 月 1 日まで

A社及びB社に勤務していた期間について、日本年金機構から脱退手当金の支給記録があるという確認はがきが届いた。

結婚準備のためにB社を退職したが、その際に脱退手当金の受給手続きを行った記憶及び受給した記憶は無いので、脱退手当金の支給記録があることに納得できない。

申立期間について、厚生年金の算定期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の前後 50 人以内に記載されている女性従業員のうち、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した日（昭和 41 年 4 月 1 日）の前後 2 年以内に被保険者資格を喪失し、脱退手当金の受給要件（2 年以上の厚生年金保険被保険者期間）を満たす 18 人（当該資格喪失日から 1 年以内に資格取得している 3 人を除く。）について、オンライン記録により脱退手当金の支給記録を確認したところ、脱退手当金の支給記録がある 17 人のうち、11 人は、資格喪失日から 6 か月以内に脱退手当金の支給決定が行われていることから、被保険者の委任に基づき事業主が代理請求を行っていた可能性が考えられる。

また、年金事務所には、申立人に係る脱退手当金裁定請求書、脱退手当金計算書及び被保険者資格期間確認証が保管されている上、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約 4 か月後の昭和 41 年 7 月 29 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがう。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いという主張のほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 8 月 21 日から 38 年 8 月 11 日まで
平成 20 年 3 月にねんきん特別便が送付され、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録について、脱退手当金の支給記録があることが分かった。
A 事業所を退職した時に、失業手当を受給したことは覚えているが、脱退手当金を受給した記憶は無い。
申立期間について、厚生年金の算定期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約 4 か月後の昭和 38 年 12 月 24 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえ無い。

また、年金事務所には、脱退手当金の支給額、裁定年月日及び支給年月日が記載された申立人に係る厚生年金保険脱退手当金支給報告書が保管されており、それらの記載はオンライン記録と一致していることが確認できる。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いという主張のほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 10 月 31 日から 39 年 10 月 4 日まで
日本年金機構から通知があり、A社に勤務していた期間について、脱退手当金が支給されていることが分かった。
しかし、脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間について、厚生年金の算定期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の前後100人以内に記載されている女性従業員のうち、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した日（昭和39年10月4日）の前後2年以内に被保険者資格を喪失し、脱退手当金の受給要件（2年以上の厚生年金保険被保険者期間）を満たす35人（当該資格喪失日から1年以内に資格取得している14人を除く。）について、オンライン記録により脱退手当金の支給記録を確認したところ、脱退手当金の支給記録がある32人のうち、29人は、被保険者資格の喪失日から6か月以内に脱退手当金の支給決定が行われていることから、被保険者の委任に基づき事業主が代理請求を行っていた可能性が考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から2か月後の昭和39年12月4日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえ無い。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いという主張のほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年4月2日から34年3月26日まで
② 昭和34年10月9日から36年1月9日まで

A事業所及びB事業所に勤務していた期間について、脱退手当金を受給した記録になっているという確認はがきが届いたが、年金は定年まで働いて受けるものだと思っていたので、脱退手当金を請求することは考えられない。

申立期間について厚生年金の算定期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約2か月後の昭和36年3月14日に支給決定されているほか、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、同年2月に、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人の申立期間①及び②の厚生年金保険被保険者期間の被保険者記号番号は同一番号で管理されているところ、申立期間②の被保険者資格喪失直後に勤務していた事業所での被保険者期間は別の番号となっており、このことは、脱退手当金を受給したために番号が異なっているものと考えるのが自然である上、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いという主張のほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。